

千曲市 用途地域別制限 一覧表

《参考資料》

①高さ制限

			第1種低層住居 専用地域	第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 工業専用地域	無指定地域
絶対高さ制限			10m			
外壁の後退距離			旧更埴地域・内川の一部 1m			
斜線制限	道路斜線	適用距離 (m)	20	20	20	20
		勾配	1.25	1.25	1.5	1.25
	隣地斜線	立上がり (m)		20	31	20
		勾配		1.25	2.5	1.25
	北側斜線	立上がり (m)	5			
		勾配	1.25			

②日影規制の対象建築物と規制時間

用途地域	制限を受ける建築物	平均地盤面からの高さ	規制される範囲と規制時間 (敷地境界線からの水平距離:L)	
			5m < L ≤ 10m	10m < L
第1種低層住居 専用地域	軒の高さが7mを超える 建築物又は地階を除く 階数が3以上の建築物	1.5m	3時間	2時間
第1種中高層住居 専用地域	高さが10mを超える 建築物	4m	3時間	2時間
第2種中高層住居 専用地域	高さが10mを超える 建築物	4m	3時間	2時間
第1種住居地域	高さが10mを超える 建築物	4m	4時間	2.5時間
第2種住居地域	高さが10mを超える 建築物	4m	4時間	2.5時間
準住居地域	高さが10mを超える 建築物	4m	4時間	2.5時間
近隣商業地域	高さが10mを超える 建築物	4m	5時間	3時間
準工業地域	高さが10mを超える 建築物	4m	5時間	3時間

※この表において、平均地盤面からの高さとは、当該建築物が周囲の地面と接する位置の平均の高さにおける水平面からの高さをいう。

※商業地域・工業地域・工業専用地域は制限範囲外、無指定地域は条例で指定なし。